第十項第三号	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度
	分割承継等事業年度	分割承継等事業年度等
第十一項	第八項	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項
	以後	又は連結事業年度以後
	第七項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第七項
	合併前三年内事業年度	合併前三年内事業年度等
	第九項各号	同条第三十四項の規定により読み替えられた第九項各号
	定める事業年度	定める事業年度又は連結事業年度
第十二項	第八項	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項
	以後	又は連結事業年度以後
	第七項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第七項
	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	第十項各号	同条第三十四項の規定により読み替えられた第十項各号
	定める事業年度	定める事業年度又は連結事業年度
第十三項	第八項	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項
	事業年度開始の日	事業年度又は連結事業年度開始の日
	各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
	法人三年前事業年度開始日	法人三年前事業年度等開始日
	合併前三年内事業年度	合併前三年内事業年度等
	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	被合併法人等前三年内事業年度	被合併法人等前三年内事業年度等
	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等三年前事業年度等開始日

	事業年度と	事業年度又は連結事業年度と
	第九項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第九項
第十四項第一号	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
第十四項第二号	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	第七項後段	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第七項後段
第十四項第二号イ	又は	若しくは
	外国法人の調整国外所得金額」という。）	外国法人の調整国外所得金額」という。）又は四年旧法人税法施行令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十四項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）
第十五項	第八項	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項
	各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
第十七項	が第八項	が地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項
	以後	又は連結事業年度以後
	第二項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第二項
	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
	、第八項	、同条第三十四項の規定により読み替えられた第八項
	各事業年度の	各事業年度又は各連結事業年度の
第十九項	前三年内事業年度	前三年内事業年度等
	の規定により控除する	の規定又は旧法第五十三条第二十六項の規定により控除する
	以前	又は前連結事業年度以前
	の法人税割	又は連結事業年度の法人税割